(1) 給与所得控除後の金額

給与所得控除後の金額は、下記の表のとおりです。

給与等の収入金額（税金社会保険等が天引きされる前の金額）	給与所得の金額	
650,999円以下	0円	
651,000円から 1,618,999円まで	収入金額－650,000円	
1,619,000円から 1,619,999円まで	969,000円	
1,620,000円から 1,621,999円まで	970,000円	
1,622,000円から 1,623,999円まで	972,000円	
1,624,000円から 1,627,999円まで	974,000円	
1,628,000円から 1,799,999円まで	計算収入額×0.60	◎計算収入額 収入金額÷4,000円＝Ⓐ （小数点以下切り捨て） Ⓐ×4,000円＝計算収入額
1,800,000円から 3,599,999円まで	計算収入額×0.70－180,000円	
3,600,000円から 6,599,999円まで	計算収入額×0.80－540,000円	
6,600,000円から 9,999,999円まで	収入金額×0.90－1,200,000円	
10,000,000円から11,999,999円まで	収入金額×0.95－1,700,000円	
12,000,000円以上	収入金額－2,300,000円	

(3) 配偶者控除

あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額 38万円以下の場合	配偶者控除額		
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 （配偶者のうち70歳以上）	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除

あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額		
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

※令和元年度以降、配偶者控除、配偶者特別控除については、あなたの合計所得金額が 900 万円を超えると段階的に控除が下がる仕組みになり、合計所得金額が 1,000 万円を超えると、配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受けることはできないことになりました。

(5) 生命保険料控除

		支払金額	控除額
生命保険料控除	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額÷２+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額÷４+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額÷２+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額÷４+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約のそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、控除の合計額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用。		

(6) 配　当　控　除

株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に次の率を乗じた額が税額から差し引かれます。

種類 ＼ 課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券投資信託等	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(2) 公的年金等所得金額

	公的年金等の収入金額（税金社会保険等が天引きされる前の金額）	公的年金等の雑所得の金額
昭和三十年一月二日以降生まれ（65歳未満）	0円～1,299,999円	収入金額の合計額－700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額の合計額×75%－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額の合計額×85%－785,000円
	7,700,000円以上	収入金額の合計額×95%－1,555,000円
昭和三十年一月一日以前生まれ（65歳以上）	0円～3,299,999円	収入金額の合計額－1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額の合計額×75%－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額の合計額×85%－785,000円
	7,700,000円以上	収入金額の合計額×95%－1,555,000円

(4) 地震保険料控除

①地震保険契約による保険料のみを支払った場合
　支払額　50,000円以下　　控除額　支払保険料÷２
　　50,001円以上　　25,000円　**（限度額）**
②長期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合
（経過装置として、平成18年末までに契約したものについては従前どおり適用）
　支払額　5,000円以下　　控除額　全　額
　　5,001円～15,000円以下　　支払額÷２+2,500円
　　15,001円以上　　10,000円
③地震・長期の両方の契約があり、それぞれ保険料を支払った場合
　①の式により求めた控除額＋②の式により求めた控除額　**（限度額25,000円）**
※1つの契約で①と②両方支払がある場合は、**いずれか1つの契約のみ控除**
※短期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合　**（平成20年度より廃止）**

(7) 住民税所得割の税率　一律 10%

内　訳	課税所得金額	税　率
市民税	一律	6%
県民税	一律	4%

【調整控除額の計算方法】
○課税所得200万円以下の場合　(1)と(2)のいずれか小さい額の５%を税額から控除
○課税所得200万円超えの場合　(1)から(3)を引いた差の５%を税額から控除
　但し、この差が2,500円未満の場合は2,500円
(1)人的控除の差の合計　(2)課税所得金額　(3)課税所得金額から200万円を差し引いた額

【注】人的控除の例

人的控除の種類	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
一般の配偶者控除 （納税者本人の合計所得金額900万円以下）	33万円	38万円	5万円
一般の配偶者控除 （納税者本人の合計所得金額900万円超950万円以下）	22万円	26万円	4万円
一般の配偶者控除 （納税者本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下）	11万円	13万円	2万円
老人配偶者控除 （納税者本人の合計所得金額900万円以下）	38万円	48万円	10万円
老人配偶者控除 （納税者本人の合計所得金額900万円超950万円以下）	26万円	32万円	6万円
老人配偶者控除 （納税者本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下）	13万円	16万円	3万円
扶養控除（一般の扶養控除）	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除（年齢19歳以上23歳未満）	45万円	63万円	18万円

(8) 均　等　割　額

市民税 3,500円　　県民税 2,000円（森林環境税500円含む）
均等割非課税基準（次の算式で求めた額以下の方）
前年中の合計所得が28万円×（本人+同一生計配偶者+扶養人数）+16万8千円
※16万8千円は、同一生計配偶者又は、扶養親族がない場合は加算しない
※16歳未満（平成16年1月2日以後生まれの者）の扶養親族も、扶養人数に含む

令和２年度　市民税・県民税の申告について

この申告は、令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）のあなたの所得について申告していただくものです。

別紙の申告書の記載事項は裏面を参考に記入してください。なお、この申告書は、国民健康保険料・後期高齢者医療をはじめとする福祉関係の各種料金算定・軽減・支給などの大事な判定資料になりますので必ず申告してください。

申告書を提出しなければならない方

1　令和２年１月１日現在、香芝市に住所のある方で次に掲げる場合に該当する方（確定申告書を提出した方は、申告は不要です）
　（ア）令和元年中に営業・農業・不動産・利子・配当等の所得のある方
　（イ）給与所得者で次に該当する方
　　・給与以外に所得のある方
　　・勤務先等から香芝市に給与支払報告書が提出されていない方
　　・令和元年中に退職した方
　　・２か所以上から給与の支払いを受けている方
　（ウ）公的年金等を受給されており、次のいずれかに該当する方
　　・還付される所得税がない場合で、**市民税・県民税だけで医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの各種控除を受けようとする方**
　　※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は所得税の確定申告は不要です。ただし、公的年金から所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
　　※令和元年中の収入が公的年金のみの方の中で、昭和30年１月２日以後に生まれた方（65歳未満）は980,000円以下、昭和30年１月１日以前に生まれた方（65歳以上）は1,480,000円以下であれば所得控除等に関係なく非課税となるため、市民税・県民税の申告は不要です。
　（エ）所得のなかった方の内、令和２年１月１日現在、香芝市に住所のある方に扶養されていない方
　　・学生、被扶養者、無職等で所得のなかった方に加え遺族年金、障害年金、福祉年金等の非課税所得のみの方
　（オ）扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える同一生計配偶者である方
　　※国民健康保険・後期高齢者医療保険等に加入している場合、申告を行わないと保険料が正しく計算されない可能性があります。
　　※申告された内容は、非課税証明・国民健康保険・国民年金・福祉・保育関係事務などの資料となりますので、必ず提出してください。
2　令和２年１月１日現在、香芝市に住所のない方で、香芝市に事業所・家屋敷のある方

申告書を提出しなくてもよい方

1　令和元年分の確定申告書を税務署に提出された、または提出される予定の方
2　給与所得のみで勤務先から香芝市に給与支払報告書の提出がある方
　※提出の有無につきましては、勤務先でご確認ください
3　公的年金所得のみで、その他に所得がない方［但し、上記の（ウ）・（エ）・（オ）に該当する場合は申告が必要です］
　※場合によっては申告書を送付することがありますので、その際には申告書を提出してください
4　所得がなく令和２年１月１日現在、香芝市に住所のある方に扶養されている方（ただし、扶養者が市外にお住まいの方や、扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える同一生計配偶者の方は提出が必要です）

申告に必要な書類

(1)　市民税・県民税申告書
(2)　令和元年中の収支を明らかにできるもの
　【例　源泉徴収票（原本）（源泉徴収票の交付を受けていない人は事業所の給与明細等）、収入や必要経費等のわかる帳簿書類】
(3)　生命保険・地震（旧長期損害）保険等の証明書（原本）、社会保険料の領収書・医療費控除の明細書（合計金額記載のこと））、医療費通知、身体障害者手帳等
(4)　「個人番号（マイナンバー）カード」又は「個人番号（マイナンバー）通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）」
　※郵送でご提出される場合は、上記の写しを添付してください。
　※申告者及び申告者が扶養する親族の個人番号（マイナンバー）が必要です。
(5)　はんこ（シャチハタ以外）

申告書の提出場所　香芝市役所　　税務課　　課税係　　電話 0745-44-3307

市民税・県民税の計算のしかた

（◎市民税・県民税の税額は、均等割と所得割の合計額です。均等割は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算されます。）

前年の所得金額 － 所得控除合計額 ＝ 課税所得金額（↑ 1,000円未満切り捨て） × 市民税 税率 / 県民税 税率 － 調整控除額 － 配当控除額 － 住宅借入金等特別税額控除額 － 寄附金税額控除額 － 外国税額控除額等 － 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ＝ 市民税 所得割額 / 県民税 所得割額（100円未満切り捨て） ＋ 市民税 均等割額 / 県民税 均等割額 ＝ 市民税 / 県民税 / 年税額

申　告　書　の　書　き　方

申告書には、令和元年中の所得等の必要事項を記入し、押印のうえ、期限内にご提出してください。
なお、あなたの申告にもとづいて賦課決定した場合は、納税通知書により通知する予定です。

住所・氏名等の記入のしかた

住　　所	現住所は、現在居住している住所を記入してください。
方　　書	下宿・アパート・マンションなどの方書のある人は忘れずに記入してください。
氏　　名	申告する人の氏名を記入して押印してください。フリガナはカタカナで記入してください。
個人番号	「個人番号カード」又は「通知カード」に記載されている12桁の個人番号を記入してください。
電話番号	連絡がとりやすい番号を記入してください。

Ⅰ. 所得から差し引かれる金額（所得控除）

雑損控除　資産（家屋・家財道具・現金など）が、天災・火災・盗難・横領などによって損害を受けた場合、対象となる範囲はあなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で令和元年中の各種所得の合計額が38万円以下の人の資産です。

医療費控除　あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和元年中に支払った治療費または治療に要した費用があった場合。
〈控除額〉（支払った医療費の総額）－（保険等で補てんされた金額）
－［各種所得の合計額×５％（10万円を限度）］＝控除額
★ただし、控除額の最高限度は200万円で、医療費控除の明細書を必ず添付してください。
（ご自身で合計金額の計算及び記載が必要です。）

医療費控除の特例
あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他親族のために令和元年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費があった場合。
支払ったスイッチOTC医薬品の購入費の総額-保険等で補てんされた金額-1万2千円＝控除額
〈控除額〉
★控除額の最高限度は8万8千円で、医療費控除の明細書を必ず添付してください。
（ご自身で合計金額の計算及び記載が必要です。）
★現行の医療費控除とどちらか一方のみ適用可能となります。

社会保険料控除　あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料・厚生年金保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの金額です。生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料・後期高齢者医療保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。なお、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。
★国民年金保険料及び国民年金基金の掛金についてこの控除を受ける場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付して下さい。

小規模企業共済等掛金控除　あなたが次の掛金を支払った場合。
・小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く。）に基づく掛金
・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金
・条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金
〈控除額〉　支払った金額が控除されます。

生命保険料控除　あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を令和元年中に支払った場合。
〈控除額〉　控除額については、４ページを参照してください。

地震保険料控除　あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料をあなたが支払った場合に控除されます。平成18年末までに契約した旧長期損害保険（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）を含みます。
〈控除額〉　控除額については、４ページを参照してください。

配偶者控除　あなたの令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合。
〈控除額〉　控除額については４ページを参照してください。
※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除対象外ですが、非課税判定に用いる扶養親族としてはこれまでどおり含まれますので、配偶者の方を扶養される場合はその方の氏名をご記入ください。（他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除く）

配偶者特別控除　あなたの令和元年中の合計所得が1,000万円以下で、同一生計配偶者の合計所得金額が123万円未満の場合。
〈控除額〉　控除額については４ページを参照してください。

扶養控除　令和元年12月31日現在で、あなたと生計を一にする親族のうち（配偶者を除く）令和元年中の合計所得金額が38万円以下の扶養親族がある場合（令和元年中に死亡した扶養親族があるときは、その人も含みます）。
〈控除額〉
(1)　老人扶養親族（扶養親族のうち70歳以上）１人につき38万円、同居老親等の場合45万円
(2)　特定扶養親族（扶養親族のうち19歳以上23歳未満）１人につき45万円
(3)　その他の扶養親族（16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満）１人につき33万円
※16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、非課税判定に用いる扶養親族としてはこれまでどおり含まれますので、「16歳未満の扶養親族欄」に記載してください。

障害者控除　あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族が心身に障害があり身体障害者手帳等の交付を受けている人・及び「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人。
障害者　　：身体障害者手帳3～6級、療育手帳Ｂ程度、精神障害者保健福祉手帳2・3級など　　26万円
特別障害者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ａ程度、精神障害者保健福祉手帳1級など　　30万円
※手帳がない場合でも控除の対象になる場合があります。
○介護福祉課で『障害者控除対象者認定書』の交付を受けている人は認定書の提示または添付が必要です。

同居特別障害者控除　同一生計配偶者またはその他の親族のうち、特別障害者に該当し、あなたの配偶者およびあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居されている人。
〈控除額〉　53万円　特別障害者控除額（30万円）に23万円加算します。

寡婦控除　あなたが次のいずれかに該当する場合。
(1)　夫と死別・離婚または生死不明などの人で扶養親族（上記の「扶養控除」を参照、）または令和元年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がある人。（他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。）
(2)　夫と死別又は生死不明で、令和元年中の合計所得金額（繰越損失控除前）が500万円以下の人。
〈控除額〉　26万円（寡婦のうち扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の人は30万円）

寡夫控除　あなたが次のすべてに該当する場合。
(1)　妻と死別・離婚または生死不明などの人で、令和元年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がある人。（他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。）
(2)　令和元年中の合計所得金額（繰越損失控除前）が500万円以下の人。
〈控除額〉　26万円

勤労学生控除　あなたが学生・生徒で給与所得などの勤労による所得を有し、令和元年中の合計所得金額が65万円以下（その所得のうち不動産・利子・配当などの勤労によらない所得が10万円以下）の場合。
〈控除額〉　26万円

基礎控除　〈控除額〉　33万円

※配偶者控除、障害者控除、寡婦控除等は、令和元年12月31日の現況において判断されます。
※同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日 ・ ・	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補てんされる金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
⑪ 医療費控除	支払った医療費等 円	保険金などで補てんされる金額 円	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料 円	
	合計		
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	掛金の種類	支払掛金 円	
	合計		
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計 円	旧生命保険料の計 円	
	新個人年金保険料の計 円	旧個人年金保険料の計 円	
	介護医療保険料の計 円		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計 円	旧長期損害保険料の計 円	
⑱～⑲ 寡婦(寡夫)・勤労学生控除	⑱ □寡婦(寡夫)控除 （□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還） （□一般 □特別）	⑲ □勤労学生控除 （学校名）	
⑳ 障害者控除	氏名	障害の程度	□知的 □精神 □身体 □その他 級度
	氏名	障害の程度	□知的 □精神 □身体 □その他 級度
㉑～㉒ 配偶者・配偶者特別控除（同一生計配偶者）	配偶者 氏名	生年月日 明・大 昭・平 ・ ・	配偶者の合計所得金額 円
	個人番号		
㉓ 扶養控除 1	氏名	生年月日 明・大 昭・平 ・ ・	□同居 □別居 続柄
	個人番号		控除額 万円
2	氏名	生年月日 明・大 昭・平 ・ ・	□同居 □別居 続柄
	個人番号		控除額
3	氏名	生年月日 明・大 昭・平 ・ ・	□同居 □別居 続柄
	個人番号		控除額
4	氏名	生年月日 明・大 昭・平 ・ ・	□同居 □別居 続柄
	個人番号		控除額
16歳未満の扶養親族（控除対象外） 1	氏名	生年月日 平・令 ・ ・	□同居 □別居 続柄
	個人番号		
2	氏名	生年月日 平・令 ・ ・	□同居 □別居 続柄
	個人番号		
3	氏名	生年月日 平・令 ・ ・	□同居 □別居 続柄
	個人番号		
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「13」に氏名及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計	万円

1 収入金額等	事業	営業等	ア 円
		農業	イ
	不動産		ウ
	利子		エ
	配当		オ
	給与		カ
	雑	公的年金等	キ
		その他	ク
	総合譲渡	短期	ケ
		長期	コ
	一時		サ
2 所得金額	事業	営業等	①
		農業	②
	不動産		③
	利子		④
	配当		⑤
	給与		⑥
	雑		⑦
	総合譲渡・一時		⑧
	合計		⑨
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除		⑩
	医療費控除	区分	⑪
	社会保険料控除		⑫
	小規模企業共済等掛金控除		⑬
	生命保険料控除		⑭
	地震保険料控除		⑮
	寡婦(寡夫)控除		⑱ 0 0 0 0
	勤労学生、障害者控除		⑲～⑳ 0 0 0 0
	配偶者控除		㉑ 0 0 0 0
	配偶者特別控除		㉒ 0 0 0 0
	扶養控除		㉓ 0 0 0 0
	基礎控除		㉔ 3 3 0 0 0 0
	合計		㉕

申告する際、申告者ご本人様と申告者が扶養する親族のマイナンバー（個人番号）が必要です。

寄附金税額控除 令和元年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の40％を超える場合には当該40％に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の県民税は４％、市民税は６％に相当する金額 １　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ２　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 ３　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの ４　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの ただし、１の寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は５分の２、市民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
	０円以上195万円以下	84.895％
	195万円超330万円以下	79.79％
	330万円超695万円以下	69.58％
	695万円超900万円以下	66.517％
	900万円超1,800万円以下	56.307％
	1,800万円超4,000万円以下	49.16％
	4,000万円超	44.055％
	０円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90％
	０円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

Ⅱ. 所得の種類と内容・必要経費

種類		内容	必要経費
営業等		製造業、建設業、飲食業、サービス業、外交員、大工等から生ずる所得。	販売した商品の原価、租税公課、雇人費、地代、家賃、事業用固定資産の損失、減価償却費など。
農業		農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜などから生ずる所得。	種苗代、肥料代、防虫費、飼料費、雇人費、固定資産税などの租税公課、減価償却費、事業用固定資産の損失など。
不動産		貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付などによる所得。	固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費、借入金の利子、不動産貸付事業用固定資産の損失など。
利子		銀行等の預貯金の利子など（源泉分離課税分は申告不要）	
配当		株式、出資の配当、証券投資信託の収益の分配にかかる所得。	株式取得のための借入金の利子
給与		俸給、給料、歳費、賃金及び賞与などの所得。 ※源泉徴収票添付	給与所得控除後の金額については４ページを参照してください。
雑	公的年金等	厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給（増加恩給や遺族年金などは除く）による所得。※源泉徴収票添付	公的年金所得控除後の金額については４ページを参照してください。
	その他	生命保険契約に基づく年金、作家以外の人の原稿料や印税、公演料などの所得。	収入をあげるために支出した金額など。
総合譲渡		機械・自動車・営業権・ゴルフ会員権などの資産の譲渡（土地・建物などの分離課税されるものを除く）による所得。	譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費、譲渡に要した費用。
一時		生命保険等の満期一時金、懸賞当選金等の一時的な所得。	払込保険料等、収入をあげるために要した費用。

◎　山林所有、退職所得（特別徴収の対象とならない退職金）、分離課税の譲渡（短期・長期）、有価証券の譲渡所得などについては、**税務署**までおたずねください。
葛城税務署　0745-22-2721

Ⅲ. 住宅借入金等特別税額控除

①平成22年度より「住宅借入金特別税額控除申請書」の提出の必要がなくなり、控除の該当の可否は勤務先からの給与支払報告書、確定申告書により自動的に判定・適用されます。
・勤務先からの報告が正しくされないと、控除を受けることができませんので、源泉徴収票に**住宅借入金等特別控除可能額・入居年月日**が記載されているかを確認してください。
・勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がなくご自身で市役所に申告される方は、引き続き必ず申告してください。

②住宅借入金特別税額控除の延長及び拡充
・適用期限の延長
・個人住民税の住宅借入金等特別控除の適用期限について、令和３年12月31日までの入居に延長されました。
・控除限度額の拡充
平成26年４月１日から令和３年12月31日までに居住された方のうち、消費税率８％または10％で住宅を購入された方は、控除額の計算にあたっての適用割合が７％に、また控除限度額が136,500円に引き上げられました。

居住年月日	控除限度額
平成26年１月１日から平成26年３月31日まで	所得税の課税総所得金額等の５％（最高97,500円）
平成26年４月１日から令和３年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等の７％（最高136,500円）

③住宅借入金特別税額控除期間の延長
令和元年10月１日から令和２年12月31日までに入居した方については、控除期間を現行の10年間から13年間へ３年間延長することとされました。
（住宅の対価の額、または、費用の額に含まれる消費税の税率が10％の場合に限ります。）